

平成 27 年度実施施策に係る事前分析表

(文部科学省 27-2-4)

施策名	健やかな体の育成及び学校安全の推進
施策の概要	児童生徒が心身ともに健やかで安全に成長していくことができるよう、学校・家庭・地域が連携して心身の健康と安全を守ることで体制の整備を推進するとともに、児童生徒が自らの心身の健康を育み、安全を確保することのできる基礎的な素養の育成を図る。

達成目標 1	児童生徒の心身の健康課題を改善する。						
達成目標 1 の 設定根拠	多様化・深刻化している子供の現代的な健康課題を解決するためには、学校保健に関する学校内の組織体制の整備を図るとともに、学校、家庭、地域社会が連携して、社会全体で子供の健康づくりに取り組んでいくことが重要であり、学校保健安全法や中央教育審議会答申、第四次薬物乱用防止五か年戦略等を根拠とした保健教育と保健管理を推進していく必要があるため。						
成果指標 (アウトカム)	基準値	実績値					目標値
	16 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	28 年度
①保健学習推進委員会報告書における健康は幸せな生活を送るために重要だと考えている児童生徒の割合	高 3 90.0%	高 3 91.7%	—	—	—	—	高 3 95.0%
	年度ごとの 目標値	—	—	—	—	—	—
	目標値の 設定根拠	自己や他者の健康の保持増進を図ることができる能力の養成は学校保健の重要な目的の一つであり、中央教育審議会答申（平成二十年一月十七日）においても「子供は守られるべき対象であることにとどまらず、学校において、その生涯にわたり、自らの心身の健康を育み、安全を確保することのできる基礎的な素養を育成していくことが求められる。」と提言されている。児童生徒が心身の健康課題の改善を自ら図れるようになるためには、まずは日常生活における健康の重要性を認識する必要があり、健康は幸せな生活を送るために重要だと考えている児童生徒の割合を高めるよう取り組む必要がある。					
	基準値	実績値					目標値
	16 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	28 年度
②薬物等に対する意識等調査報告書における薬物乱用に対する考え方で、「絶対に使うべきでないし許されることではない」と答える割合	小 6 91.9% 中 3 87.6% 高 3 81.7%	—	—	小 6 94.2% 中 3 89.6% 高 3 88.7%	—	—	小 6 100% 中 3 100% 高 3 100%
	年度ごとの 目標値	—	—	小 6 95% 中 3 90% 高 3 90%	—	—	—
	目標値の 設定根拠	第 4 次薬物乱用防止 5 か年戦略において、学校における薬物乱用防止教育及び啓発の充実強化が目標の一つとなっており、児童生徒自ら依存性薬物を使用するきっかけそのものを除いたり、きっかけとなる誘因を避ける、あるいは拒絶することができるように薬物乱用防止教室を開催し、薬物乱用防止に関する適切な考え方や知識を身に付けさせる必要がある。					

	基準値	実績値					目標値
	20年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	28年度
③薬物乱用防止教室の開催率(公立中学校・高等学校・中等教育学校)	61.4%	83.9%	86.3%	87.1%	88.1%	調査中	100%
	年度ごとの目標値	80.0%	85.0%	90.0%	90.0%	90.0%	
	目標値の設定根拠	第四次薬物乱用防止5か年戦略において、学校における薬物乱用防止教育及び啓発の充実強化が目標の一つとなっており、児童生徒自ら依存性薬物を使用するきっかけそのものを除いたり、きっかけとなる誘因を避ける、あるいは拒絶することができるように薬物乱用防止教室を開催し、薬物乱用防止に関する適切な考え方や知識を身に付けさせる必要がある。					
活動指標 (アウトプット)	基準値	実績値					目標値
	20年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	28年度
①学校保健委員会の設置率	85.7%	震災により調査中止	90.2%	91.6%	92.6%	調査中	100%
	年度ごとの目標値	90.0%	90.0%	95.0%	95.0%	95.0%	
	目標値の設定根拠	第2期教育振興基本計画に、学校保健に係る教職員の資質・能力の向上及び学校医・学校歯科医・学校薬剤師等の活用促進を図るとともに、体育・保健体育などの教科学習を中核として学校の教育活動全体を通じた体系的な保健教育を充実する、とあり、その実現のために、学校保健委員会の設置率の向上を目指し、学校、家庭及び地域の医療機関等との連携による保健管理等を推進する必要がある。					
②学校、家庭、地域の医療機関の連携が密に図られている学校保健活動の好事例	基準	一年度	—				
	進捗状況	24年度	山梨県における好事例 「子供の生活習慣改善」、「アレルギー疾患対応」、「性に関する指導検討」を重要課題と位置づけ取組を行い、県全体の課題として共通理解を深めることが出来た。また、シンポジウムの開催を子供の健康づくりに関わる多くの職種・団体とし、連携体制の構築の見通しを持つことができた。また、具体的に各学校の職員会議などで協議を進めていく資料を作成し、ホームページに公開した。				
		25年度	岡山県における好事例 子供の健康課題を六つに整理し、それぞれ関係部局との連携の下、研修会や学校への講師派遣等を行い、学校・家庭・地域が一体となって取組を推進した。また、「健康おかやま21」などの県の指標に照らして、これらの取組に対する評価を適切に行い、着実に成果を上げている。				
		26年度	香川県における好事例 「メンタルヘルス」、「生活習慣病」、「スポーツ外傷」といった地域における児童生徒等の健康課題に対応するため、地域の専門医・専門機関と連携を図り、教職員や保護者等を対象とした研修会・講演会等を実施した。また、学校保健委員会に加え、地域における各学校共通の健康課題について協議を行う地域学校保健委員会の開催を促進し、専門医等を派遣するなどの支援を行ったことで、連携体制の構築と課題解決に向けた取組の充実が図られた。				
	目標	毎年度	好事例の創出				

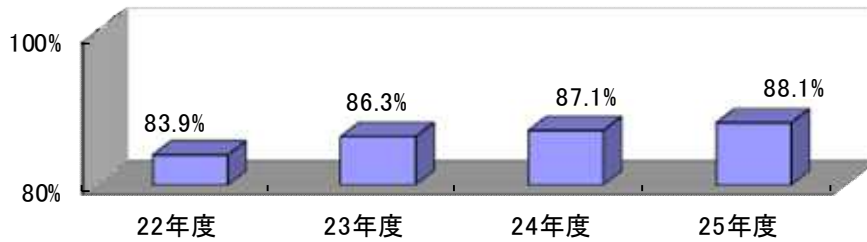
目標の
設定根拠

近年、子供の健康課題は多様化しており、学校、家庭、地域の連携の下に組織的に支援する必要性が高まっている。学校保健安全法第10条においても「学校においては、救急処置、健康相談又は保健指導を行うに当たっては、必要に応じ、当該学校の所在する地域の医療機関その他の関係機関との連携を図るよう努めるものとする。」と規定されており、学校保健委員会（学校、家庭、地域の専門機関等が連携して学校における健康課題を協議し、健康づくりを推進するための組織）を含めた関係機関との連携は児童生徒の健康課題を改善するに当たって大変重要である。

施策・指標に関するグラフ・図等

【成果指標③：薬物乱用防止教室の開催率（公立中学校・高等学校・中等教育学校）】

薬物乱用防止教室開催率の推移（公立・全体）



出典：文部科学省調べ『薬物乱用防止教室実施状況調査』

達成手段
(事業)

名称 (開始年度)	平成 27 年度予算額 【百万円】	行政事業レビューシート番号
がんの教育総合支援事業 (平成 26 年度)	15.9	0083
薬物乱用防止教育等推進事業 (平成 11 年度)	22.2	20073
児童生徒の心と体を守るための啓発教材の作成 (平成 17 年度)	69.8	0074
児童生徒の現代的健康課題への対応事業 (平成 17 年度)	56.5	0075
健康教育関係調査費等 (平成 19 年度)	16.2	0076
日本学校保健会補助 (昭和 48 年度)	45.1	0080
公認心理師法案施行事務費 (平成 27 年度)	22.2	新 27-0015

達成手段
(諸会議・研修等)

名称 (開始年度)	概要	担当課 (関係課)
健康教育行政担当者連絡協議会 (毎年度)	都道府県及び指定都市教育委員会の指導主事等を対象に、健康教育に関する諸問題について、連絡や協議する会議。	健康教育・食育課
学校保健全国連絡協議会 (平成 20 年度)	都道府県及び指定都市教育委員会の指導主事等を対象に、学校保健の課題について行政説明を行い、課題の共有を図るとともに、文部科学省の委託事業を活用した実践内容についての発表等を行い、事業成果の普及及び学校保健の充実を図る。	健康教育・食育課

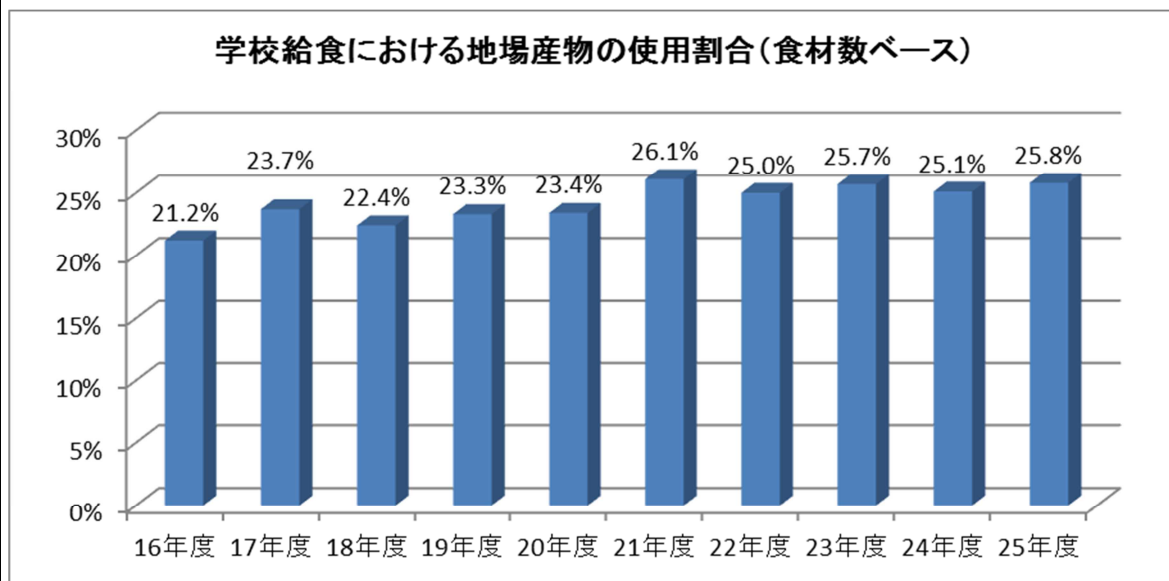
都道府県・指定都市スポーツ・健康教育・青少年主管課長会議 (毎年度)	都道府県及び指定都市教育委員会のスポーツ・健康教育・青少年主管課長等を対象に、文部科学省の事業や諸問題につき、説明・周知をする会議。	スポーツ庁政策課 策課課 (学校健康教育課、他)
都道府県私立学校主管部課長会議 (毎年度)	都道府県の私立学校主管部課長等を対象に、文部科学省の事業や諸問題につき、説明・周知をする会議。	私学行政課 (学校健康教育課、他)
平成 26 年度評価書からの変更点	○各指標の更新等	

達成目標 2	児童生徒が食に関する正しい知識や望ましい食習慣を身に付ける。						
達成目標 2 の設定根拠	近年子供たちに食生活の乱れや肥満・痩身傾向等が見られることから、子供たちが食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けることができるよう、第 2 期教育振興基本計画や第 2 次食育推進基本計画に基づき食育を推進する必要があるため						
成果指標 (アウトカム)	基準値	実績値					目標値
	22 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
①朝食を欠食する子供の割合 (小学校)	1.5%	1.5%	—	0.8%	0.7%	0.7%	0%
	年度ごとの目標値	—	—	0%—	0%—	0%—	
	目標値の設定根拠	近年、偏った栄養摂取など子供たちの食生活の乱れや肥満・痩身傾向などが見られ、子供たちが食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けることができるよう、食育を推進することが喫緊の課題となっているおり、またその割合については、平成 17 年度に成立した「食育基本法」に基づいた第 2 次食育推進基本計画における目標数値としても定められている。					
活動指標 (アウトプット)	基準値	実績値					目標値
	18 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
①栄養教諭配置数の増加数 (人/年)	627 人	474 人	409 人	362 人	397 人	399 人	400~600 人
	年度ごとの目標値	400~600 人	400~600 人	400~600 人	400~600 人	400~600 人	
	目標値の設定根拠	学校における食育の推進に関しては、中核的役割を担う栄養教諭制度の導入により食育指導体制の充実を図っており、各自治体の食育の取組の中から好事例の創出を促し、食育の推進に取り組んでいる。					
	基準値	実績値					目標値
	18 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
②学校給食における地場産物の使用割合 (食材数ベース)	21.2%	25.0%	25.7%	25.1%	25.8%	調査中	30.0%
	年度ごとの目標値	—	—	—	30.0%	30.0%	
	目標値の設定根拠	学校における食育の「生きた教材」である学校給食の食材として地場産物を活用することは、地域の自然や文化、産業等に関する理解を深めるとともに、食に関する感謝の念を育む上で、重要であり、その使用割合の向上については、平成 17 年度に成立した「食育基本法」に基づいた第 2 次食育推進基本計画における目標数値としても定められている。					

③食育の推進に当たり学校と家庭、地域との連携が促進された好事例	基準	—	
	進捗状況	24年度	佐賀県武雄市における事例 市全体で食育推進に取り組むため、幼稚園、小学校、中学校を五つのグループに分け、給食の時間を5校時給食と位置付ける取組を行うなど、研究テーマに沿って全教職員で食育推進に取り組んでいる。
		25年度	山形県寒河江市における事例 食育推進についての教職員の共通理解を深めるため、講演を開催するとともに、市内の各学校が一丸となって朝食摂取に重点を置いた取組を展開し、さらに、市教育研究所と連携して各教員の食育の実践意欲の向上につながる取組を行っている。
		26年度	静岡県東伊豆町における事例 中学生、高校生が、「食と健康」、「食とスポーツ」について理解を深め、行動変容や体組成の変化について科学的に検証するとともに、幼稚園や小学校への啓発を行うなど、家庭や地域と一体となった食育を推進している。
	目標	毎年度	好事例の創出
目標の設定根拠	近年、偏った栄養摂取など子供たちの食生活の乱れや肥満・痩身傾向などが見られ、子供たちが食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けることができるよう、食育を推進することが喫緊の課題となっているため。		

施策・指標に関するグラフ・図等

【活動指標②：学校給食における地場産物の使用割合（食材数ベース）】



出典：文部科学省調べ

達成手段 (事業)		
名称 (開始年度)	平成27年度予算額 【百万円】	行政事業レビューシート番号
栄養教諭育成講習事業 (平成18年度)	1,383	0078
栄養教諭配置状況等調査事業 (平成27年度)	6,148	0078

食育教材の作成・配布事業 (平成 13 年度)	45,247	0078
学校給食の現代的課題に関する調査研究 (平成 23 年度)	32,167	0078
スーパー食育スクール事業 (平成 26 年度)	200,836	0078
達成手段 (諸会議・研修等)		
名 称 (開始年度)	概 要	担当課 (関係課)
健康教育行政担当者連絡 協議会 (毎年度)	都道府県及び指定都市教育委員会の指導主事等を対象に、健康教育に関する諸問題について、連絡や協議する会議。	健康教育・食 育課
都道府県・指定都市スポー ツ・健康教育・青少年主管 課長会議 (毎年度)	都道府県及び指定都市教育委員会のスポーツ・健康教育・青少年主管課長等を対象に、文部科学省の事業や諸問題につき、説明・周知をする会議。	スポーツ庁政 策課 (学校健康教 育課、他)
都道府県私立学校主管部 課長会議 (毎年度)	都道府県の私立学校主管部課長等を対象に、文部科学省の事業や諸問題につ き、説明・周知をする会議。	私学行政課 (学校健康教 育課、他)
平成 26 年度評価書 からの変更点	○各指標の更新等	

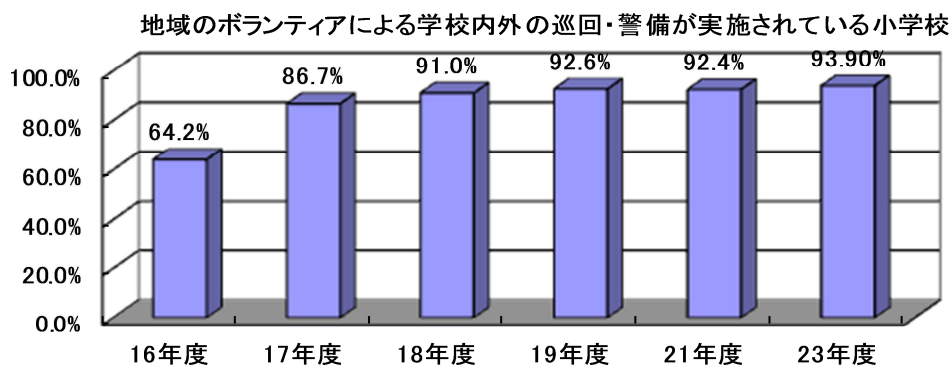
達成目標 3	学校における児童生徒の安全を確保する。また、東日本大震災の教訓を踏まえた防災教育・防災管理等の充実を図る。						
達成目標 3 の 設定根拠	学校保健安全法や第 2 次教育振興基本計画、学校安全の推進に関する計画等に定められている取組が適切かつ効果的に行われ、また、学校における防災教育を含めた安全教育を充実させることにより、各学校において児童生徒が安全に学ぶことが出来る環境を整備し、生涯にわたり健康で安全な生活を送るための基礎を培うことが重要である。						
成果指標 (アウトカム)	基準値	実績値					目標値
	一年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
①児童生徒等に対する安全指導について学校安全計画の中に学校安全の 3 領域(生活安全、交通安全、災害安全)の内容のいずれかを盛り込んでいる学校の割合	—	—	95.2%	—	99.5%	—	100%
	年度ごとの 目標値	—	—	—	100%	—	
	目標値の 設定根拠	学校保健安全法第 27 条において各学校に学校安全計画の策定を義務付けており、各学校は学校安全計画に基づき生活安全、交通安全、災害安全に対応した安全対策を講じる必要がある。					
	基準値	実績値					目標値
	23 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
②危険等発生時対処要領(危機管理マニュアル)を作成し、災害安全に関する内容を盛り込んでいる学校の割合	90.3%	—	90.3%	—	97.3%	—	100%
	年度ごとの 目標値	—	—	—	100%	—	
	目標値の 設定根拠	学校保健安全法第 29 条において、突発的、外因的な事件や事故に対応できるよう各学校に危険等発生時対処要領を作成するよう義務付けており、学校安全を確保するうえで非常に重要な役割を担っている。					

	基準値	実績値					目標値
	16年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
③地域のボランティアによる学校内外の巡回・警備が実施されている小学校の割合	64.2%	—	93.9%	—	93.9%	—	95%
	年度ごとの目標値	—	93.0%	—	95.0%	—	
	目標値の設定根拠	学校保健安全法第30条において、学校内外における児童生徒等の安全確保のためには、学校のみでは対応可能な範囲に限りがあるため、保護者や地域の関係機関、関係団体、地域住民等の関係者と連携を図ることが求められている。					

活動指標 (アウトプット)			
①関係機関と連携して学校安全に取り組む好事例	基準	—	
	進捗状況	24年度	長崎県の好事例 学校と地域住民とともに校区内の危険箇所・避難場所等を確認後、防災マップ作りに取り組んで、関係機関との連携を強化に努めている。 神奈川県 学校安全について教職員間のみでの検討だけではなく、外部専門家（学校防災アドバイザー）を活用することで学校安全の取組を強化している。
		25年度	埼玉県の好事例 自治体・警察・消防・地方気象台と連携し、小中学校合同防災訓練を行い、一斉下校体験や引渡し訓練を実施し、学校安全の推進に努めている。 愛知の好事例 学校・保護者・地域が防災や安全について普段から継続的に話し合う機会を持つとともに、HUG等の図上訓練を行い、より実効性のある活動に力を入れている。
		26年度	大阪府の好事例 地域住民との合同避難訓練や消防署・自主防災組織等との炊き出し訓練に加え、災害緊急メールを活用した訓練を実施することで防災体制の充実を図っている。 山口県の好事例 関係機関等と合同防災訓練を実施したり、児童生徒作成の防災マップを地域住民へ配布するなど、地域と連携した学校安全の推進に取り組んでいる。
	目標	毎年度 好事例の創出	
	目標の設定根拠	学校において児童生徒等が安全で安心な環境で学習活動等に励むことができるようにすることは、公教育の実施において不可欠なものであり、各学校において、事件、事故あるいは災害に対して、児童生徒等の安全の確保が的確になされるようにすることは重要である。	

施策・指標に関するグラフ・図等

【成果指標③：地域のボランティアによる学校内外の巡回・警備が実施されている小学校の割合】



出典：文部科学省調べ

達成手段 (事業)		
名 称 (開始年度)	平成 27 年度予算額 【百万円】	行政事業レビューシート番号
学校安全推進事業 (15 年度)	62	0077
防災教育推進事業 (22 年度)	211	0082
達成手段 (諸会議・研修等)		
名 称 (開始年度)	概 要	担当課 (関係課)
健康教育行政担当者連絡 協議会 (毎年度)	都道府県及び指定都市教育委員会の指導主事等を対象に、健康教育に関する諸問題について、連絡や協議する会議。	健康教育・食 育課
都道府県・指定都市スポー ツ・健康教育・青少年主管 課長会議 (毎年度)	都道府県及び指定都市教育委員会のスポーツ・健康教育・青少年主管課長等を対象に、文部科学省の事業や諸問題につき、説明・周知をする会議。	スポーツ庁政 策課 (学校健康教 育課、他)
都道府県私立学校主管部 課長会議 (毎年度)	都道府県の私立学校管部課長等を対象に、文部科学省の事業や諸問題につ き、説明・周知をする会議。	私学部私学行 政課 (学校健康教 育課、他)
関連する独立行政法人の事業		
名 称 (開始年度)	平成 27 年度予算額 【百万円】	行政事業レビューシート番号
災害共済給付事業 (15 年度)	221	0079
平成 26 年度評価書 からの変更点	○各指標の更新等	

施策の予算額・執行額					
(※政策評価調書に記載する予算額)					
		25年度	26年度	27年度	28年度要求額
予算の状況 【千円】 上段：単独施策に係る予算 下段：複数施策に係る予算	当初予算	3,404,945 ほか復興庁一括計 上分 216,269	3,139,599 ほか復興庁一括計 上分 115,197	3,021,160 ほか復興庁一括計 上分 68,596	3,062,729 ほか復興庁一括計 上分 39,450
		<0> ほか復興庁一括計 上分<0>	<0> ほか復興庁一括計 上分<0>	<0> ほか復興庁一括計 上分<0>	<0> ほか復興庁一括計 上分<0>
	補正予算	△7,301 ほか復興庁一括計 上分 0	0 ほか復興庁一括計 上分 0	0 ほか復興庁一括計 上分 0	
		<0> ほか復興庁一括計 上分<0>	<0> ほか復興庁一括計 上分<0>	<0> ほか復興庁一括計 上分<0>	
	繰越し等	0 ほか復興庁一括計 上分 0	0 ほか復興庁一括計 上分 0		
		<0> ほか復興庁一括計 上分<0>	<0> ほか復興庁一括計 上分<0>		
	合計	3,397,644 ほか復興庁一括計 上分 216,269	3,139,599 ほか復興庁一括計 上分 115,197		
		<0> ほか復興庁一括計 上分<0>	<0> ほか復興庁一括計 上分<0>		
	執行額	3,095,749 ほか復興庁一括計 上分 137,584	2,870,345 ほか復興庁一括計 上分 65,498		
		<0> ほか復興庁一括計 上分<0>	<0> ほか復興庁一括計 上分<0>		

施策に関する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）

名称	年月日	関係部分抜粋
第四次薬物乱用防止五か年戦略	平成25年8月7日	P.4 1行目～18行目 目標1 青少年、家庭及び地域社会に対する啓発強化と規範意識向上による薬物乱用未然防止の推進 P.4 19行目～P.5 30行目 (1) 学校における薬物乱用防止教育及び啓発の充実強化 P.6 27行目～P.7 30行目 (4) 広報啓発活動の強化 P.7 31行目～P.8 9行目 (5) 関係機関による相談体制の充実 P.8 10行目～P.9 17行目 (6) 合法ハーブ等と称して販売される薬物等、多様化する乱用薬物に関する啓発等の強化
第2次食育推進基本計画	平成23年3月31日	P.10 16行目～24行目 第2 食育の推進の目標に関する事項 2. 食育の推進に当たっての目標 (4) 学校給食における地場産物を使用する割合の増加 P.14 14行目～P.16 14行目 第3 食育の総合的な促進に関する事項 2. 学校、保育所等における食育の推進 (1) 現状と今後の方向性

		(2) 取り組むべき施策 (食に関する指導の充実) (学校給食の充実) (食育を通じた健康状態の改善等の推進)
学校安全の推進に関する計画	平成 24 年 4 月 27 日	<p>P.6 27 行目～P.10 17 行目</p> <p>II 学校安全を推進するための方策</p> <p>1. 安全に関する教育の充実方策</p> <p>(1) 安全教育における主体的に行動する態度や共助・公助の視点</p> <p>(2) 教育手法の改善</p> <p>P.12 1 行目～P.14 5 行目</p> <p>II 学校安全を推進するための方策</p> <p>1. 安全に関する教育の充実方策</p> <p>(4) 避難訓練の在り方</p> <p>(5) 児童生徒等の状況に応じた安全教育</p> <p>P.16 21 行目～P.18 9 行目</p> <p>II 学校安全を推進するための方策</p> <p>2. 学校の施設及び設備の整備充実</p> <p>(2) 学校における非常時の安全に関わる設備の整備充実</p> <p>P.20 29 行目～P.25 22 行目</p> <p>II 学校安全を推進するための方策</p> <p>3. 学校における安全に関する組織的取組の推進</p> <p>(3) 学校における安全点検</p> <p>(4) 学校安全に関する教職員の研修等の推進</p> <p>(5) 危険等発生時対処要領の作成と事件・事故災害が生じた場合の対応</p> <p>P.25 23 行目～P.28 14 行目</p> <p>II 学校安全を推進するための方策</p> <p>4. 地域社会、家庭との連携を図った学校安全の推進</p> <p>(1) 地域社会との連携推進</p>

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報

<学校保健について>

○薬物等に対する意識等調査報告書（平成 19 年 3 月）

（作成：文部科学省）

（所在：公益財団法人日本学校保健会「学校保健」ポータルサイト

<http://www.gakkohoken.jp/modules/pico/images/theme/yakubutu/H19isikichosa.pdf>)

○学校保健委員会の設置率（公立学校全体）（学校健康教育課調べ）

○薬物乱用防止教室の開催率（公立中学校・高等学校・中等教育学校）（学校健康教育課調べ）

<学校給食・食育について>

○「学校給食栄養報告」（学校給食における地場産物の使用割合を含む）

（作成：文部科学省）

（所在：文部科学省ホームページ（http://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/chousa05/eiyou/1266982.htm））

○「栄養教諭の配置状況」

（作成：文部科学省）

（所在：文部科学省ホームページ（http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/syokuiku/08040314.htm））

<学校安全について>

○「学校安全の推進に関する計画に係る取組状況調査」

（作成：文部科学省）（作成又は公表時期：隔年度 3 月）（基準時点又は対象期間：前年度 3 月末時点）

（所在：文部科学省ホームページ

http://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1289303.htm)

有識者会議での
指摘事項

—

主管課（課長名）	初等中等教育局健康教育・食育課（和田勝行）
関係課（課長名）	—

評価実施予定時期	平成28年度、平成31年度
----------	---------------